

# 内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

玖珠郡漁業協同組合



## 玖珠郡漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、おいかわ（はえ）、えのは、すっぽん）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	範 囲
投 網	網目15cmにつき10節以下 網丈2.5m以下
うなぎ筌	長さ80cm以下、口径8cm以下の筒又はかごに限る

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あ ゆ	5月20日から12月31日まで
えのは	3月 1日から 9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
玖珠川 玖珠郡玖珠町大字山浦魚返りの滝から上流75m、下流75m間の区域	1月1日から12月31日まで
玖珠川 玖珠郡玖珠町大字森片目ヶ淵打落口から下流天神淵水車堰上流端の間の区域	1月1日から12月31日まで
町田川 玖珠郡九重町大字町田潛石橋の上流端から上流こしき岩橋の下流端の間の区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大きさ	ア 魚 種	イ 大きさ
こ い	15cm以下	おいかわ(はえ)	5cm以下
あ ゆ	10cm以下	えのは	15cm以下
うなぎ	25cm以下		

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 玖珠郡漁業協同組合事務所、各支部の遊漁券取扱所及び漁場監視員に納付するときの遊漁料は次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊漁料
あ ゆ	竿釣(友釣を含む) 手釣	1 日	1, 000円
		1 年	3, 000円
うなぎ	手釣 竿釣	1 日 1 年	1, 000円 3, 400円
こ い			
おいかわ(はえ)			
えのは			
すっぽん			

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、右欄に掲げる額とする。

中学生以下及び身体障害者	無料
--------------	----

3 第2条第3項の規定により承認を受けた遊漁者が、次の表のア欄に掲げる魚種をイ欄に掲げる漁具、漁法で遊漁をするときの遊漁料はウ欄に掲げる額とする。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 遊漁料
あ ゆ	投網	1年 3, 500円
うなぎ	筌	1年 3, 500円

4 前項の遊漁料は、玖珠郡漁業協同組合事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は認可の日から施行する。

(附 則)

この規則は平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月24日認可)

(附 則)

この規則は認可の日から施行する。

(平成26年1月1日認可)

(附 則)

この規則は認可の日から施行する。

(平成28年7月29日認可)

(附 則)

この規則は認可の日から施行する。

(平成31年2月6日認可)

遊漁承認証

表

平成 年度 遊漁承認証

住 所

氏 名

承認期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

魚 種

漁具漁法

漁場区域 玖珠川本流及び支派流

※遊漁の際は本証を外部から見やすい箇所へつけてください。

玖珠郡漁業協同組合

裏

注 意 事 項

1. 遊漁中は遊漁承認証を必ず携帯しなければならない
2. 遊漁者は組合員の行う漁業を妨げてはならない
3. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない
4. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない
5. 遊漁者が大分県内水面漁業調整規則及び本組合の遊漁規則に違反する行為をしたときは遊漁を拒絶し又は停止することができる。
6. 下記の魚種は禁漁期間中採捕してはならない。

魚 種	禁 漁 期 間
あ ゆ	1月1日から 5月19日
え の は	10月1日から翌年2月末日

## 漁場監視員証

表

### 漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する

住 所 年齢 歳  
氏 名

有効期限 平成 年 月 日より平成 年 月 日まで

発行者 玖珠郡漁業協同組合 印

裏

### 注 意 事 項

1. 漁場監視員は法令又は規則に従い違反漁業の防止に努める
2. 漁場監視員は規則の励行に関し必要な指示を行うことができる
3. 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする
4. 漁場監視員は遊漁承認証を携帯せぬ者から規定の遊漁料を徴収することができる
5. 漁場監視中、法令又は規則に反する悪質な行為を発見したときは、その旨を取締機関又は組合に報告するものとする
6. 漁場監視員は、常に適切公平な監視を行うこととし、必要以上の強制指示は厳に慎むこと。